

## 「特別の教科 道徳」（仮称）の教育課程上の位置付けについて

## 道徳に係る教育課程の改善等について—主に審議をお願いしたい事項（案）—

## 1. 道徳教育の教育課程上の位置付けについて

- 道徳教育の教育課程上の位置付けをより適切なものに見直すため、道徳の時間を、「特別の教科 道徳」（仮称）として制度上位置付け、充実を図ることについて

## [これまでの主な指摘事項]

- 道徳教育については、体系的な指導により道徳的価値に関わる知識・技能を学ぶという「教科」と共通する側面と、人格全体に関わる力を育成する側面の双方の総合的な充実を図ることが重要。
- このことを踏まえ、今後、道徳教育の一層の充実を図るため、道徳の時間を、学校教育法施行規則において、例えば、「特別の教科 道徳」（仮称）として新たに位置付け、所要の改善を行うことについて専門的に検討すべき。
- 他教科との共通性と差異性については、きちんと整理をして示すことが必要。体系的な指導の部分は、各教科と共通する部分もあるが、道徳的な行為、人格形成に当たるような部分については差異性ということを示すか。
- 道徳の教科化の機会に、目標、指導内容、指導方法、評価と、この一連の流れを一体化して、体系立て、系統立てていく必要がある。
- 道徳の時間の補充、深化、統合と言われている部分を明確にして分かりやすくしていくことが重要。「特別の教科 道徳」（仮称）によって、道徳の時間そのものがこれまでと全く変わってはいけないのではないか。

## [改善に向けての主な論点（案）]

- (1) 「各教科」と「特別の教科」との違いをどのように整理するか。
- (2) 現行の「道徳の時間」と「特別の教科 道徳」（仮称）について、引き継ぐべき部分、変えていく部分は何か。
- (3) 各学校において、道徳の時間が確実に実施されるようにするため、「特別の教科 道徳」（仮称）として位置付けることと合わせて、どのような手立てが必要か。

## ○ 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）（抄）

平成二十年一部改正（平成二十年文部科学省令第五号）

**第五十条** 小学校の教育課程は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の各教科（以下この節において「各教科」という。）、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間並びに特別活動によつて編成するものとする。

2 私立の小学校の教育課程を編成する場合は、前項の規定にかかわらず、宗教を加えることができる。この場合においては、宗教をもつて前項の道徳に代えることができる。

**第五十一条** 小学校の各学年における各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第一に定める授業時数を標準とする。

**第五十二条** 小学校の教育課程については、この節に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する小学校学習指導要領によるものとする。

**第七十二条** 中学校の教育課程は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語の各教科（以下本章及び第七章中「各教科」という。）、道徳、総合的な学習の時間並びに特別活動によつて編成するものとする。

**第七十三条** 中学校（併設型中学校及び第七十五条第二項に規定する連携型中学校を除く。）の各学年における各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第二に定める授業時数を標準とする。

**第七十四条** 中学校の教育課程については、この節に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する中学校学習指導要領によるものとする。

**第七十九条** 第四十一条から第四十九条まで、第五十条第二項、第五十四条から第六十八条までの規定は、中学校に準用する。（後略）

**道徳教育の充実に関する懇談会報告（平成25年12月）（抜粋）****第2章 道徳教育をどのような方向に改善することが求められるか****3 教育課程上の位置付けについて**

これまで述べた道徳教育の抜本的な改善を実現するためには、教育課程における道徳教育の位置付けについてもより適切なものに見直すことが必要と考える。

そのための方策として、道徳教育の要（かなめ）である道徳の時間を、学校教育法施行規則及び学習指導要領において、例えば、「特別の教科 道徳」（仮称）として位置付けた上で、道徳教育の目標や指導方法等についても、先に述べた所要の改善を行うことを提言したい。

**（「教科」について）**

現行制度上、小学校の教育課程については、学校教育法施行規則第50条第1項に示されるとおり、国語、算数などの「各教科」と、教科以外の「道徳」、「外国語活動」、「総合的な学習の時間」、「特別活動」によって構成されている。（中学校についても基本的な構成は同様となっている。）

何をもって「教科」と定義するかについて、現行の「教科」についてみても、その性質や成立事情は必ずしも一様ではない。

「教科」についての説明としては、例えば、「学校教育法に示されている小・中・高等学校等の教育目標の到達を分担するもので、この目標に到達するために教育内容を組織的・系統的にまとめたもの」（注2）や、「学校で教授される知識・技術などを内容の特質に応じて分類し、系統立てて組織化したもの」（注3）などがある。さらに、相対的に、教科の指導は児童生徒の知的な資質・能力を育むことを、教科以外の指導は児童生徒の自主性や民主的態度、行動力等の資質・能力を育むことを、それぞれ主な任務としていると捉える見方もある。

これらを踏まえると、「教科」については、「系統的に組織化された文化内容を教授する」（注4）という任務の存在が最小限の共通要素とみることができよう。

なお、現行制度に位置付けられている教科の多くについては、①免許（中・高等学校においては当該教科の免許）を有した専門の教師が、②教科書を用いて指導し、③数値等による評価を行うなどの点が共通している。

**（道徳の時間の特性について）**

道徳の時間は、その創設以来、教育課程において教科とは位置付けられてこなかった。一方で、道徳の時間は、その特性として、学習指導要領に示された内容に基づき、体系的な指導により道徳的価値に関わる知識・技能を学び教養を身に付けるという従来の「教科」と共通する側面と、それらも踏まえて、自ら考え、道徳的行動を行うことができるようになるための道徳性といういわば人格全体に関わる力の育成を行う側面を有しており、今後、その双方の側面からより総合的な充実を図ることが課題となっている。

そのことを明確化するためには、道徳の時間の目標・内容の充実を図った上で、教育課程における位置付けについても、その特性によりふさわしいものに改めることが必要と考える。

また、道徳の時間については、先に述べたように、人格全体にかかわる力の育成という性格に照らし、数値による評定はなじまないことと考えられること、また、児童生徒に日常密接にかかわっている学級担任を中心に授業を行うことが適切と考えられることなどの従来の教科とは異なる特性がある。さらに、道徳の時間は、それ自体としての体系的な教育活動としてだけでなく、学校の教育活動全体を通じた道徳教育の要（かなめ）としての役割も果たさなければならないものであるという他の教科にはない使命を有している。

### （「特別の教科 道徳」（仮称）について）

これらを踏まえ、道徳教育の要（かなめ）である道徳の時間を、例えば、「特別の教科 道徳」（仮称）として新たに教育課程に位置付けることが適切と考える。

道徳の時間を「特別の教科 道徳」（仮称）として位置付け、その目標・内容をより構造的で明確なものとするとともに、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要としての性格を強化し、それ以外の各教科等における指導との役割分担や連携の在り方等を改善することにより、これまで述べた道徳教育の改善・充実に向けた取組が一層円滑かつ効果的に進むことが期待される。また、このことは、大学等における道徳教育に関する理論的研究の深化や研究者の養成、教員養成課程のカリキュラムの改善や指導者の確保、より発展的な指導方法の開発など、道徳教育充実のための総合的な体制整備にも有効に働くものと考えられる。

加えて、現実的な問題として、我が国の学校においては、どうしても「各教科」が偏重され、道徳の時間が軽視されがちとなっているとの指摘があるが、こうした風潮を改め、関係者に道徳教育の重要性についての再認識と取組の充実を求める上でも意義深いものと考ええる。

なお、本懇談会においては、将来的には、現行の「教科」を軸とした教育課程の編成原理そのものを見直した上で、道徳教育を中心とした「コア・カリキュラム」を新たに構想すべきとの意見もあった。

これらを踏まえ、道徳の時間をその特性を踏まえた新たな枠組みによる「特別の教科 道徳」（仮称）として制度上明確に位置付け、充実を図ることなどについて、文部科学省においてより専門的な検討を進め、学校教育法施行規則の改正や学習指導要領の改訂等に早期に取り組むべきである。

なお、道徳の時間を「特別の教科 道徳」（仮称）として位置付けるに当たっても、現行制度上、私立の小学校及び中学校の教育課程について、宗教をもって道徳に代えることができるとされていることについては、引き続き尊重する方向で検討することが適切と考える。

---

（注2）学校教務研究会編『詳解教務必携＜第8次改訂版＞』（平成21年）

（注3）（注4）今野喜清・新井郁男・児島邦宏編『新版学校教育辞典』（平成15年）

# 「教科」について

## 1. 学習指導要領における変遷

### (1) 昭和22年 学習指導要領（試案）一般編（抜粋）

#### 第三章 教科課程

##### 一 教科課程はどうしてきめるか

われわれは、前に教育の根本目的をもとにして、社会の要求を考え、そこから教育目標をどこにおくべきかを考えた。この教育の目標に達するためには、多面的な内容をもった指導がなされなくてはならない。この内容をその性質によって分類し、それで幾つかのまとまりを作ったものが教科である。

##### <小学校の教科>

国語、社会、算数、理科、音楽、図画工作、家庭、体育、自由研究

##### <中学校の教科>

必修科目：国語、習字、社会、国史、数学、理科、音楽、図画工作、体育、職業（農業、商業、水産、工業、家庭）

選択科目：外国語、習字、職業、自由研究

### (2) 昭和26年 学習指導要領（試案）一般編（抜粋）

#### I 教育の目標

#### 2. 教育の一般目標

（略）

##### (1) 個人生活

○自主的に、すすんで物事を学ぼうとする強い意欲と正しい態度とをもつようになる。※他11項目

##### (2) 家庭生活および社会生活

○家庭および社会において、お互に個人の価値を認め合い、お互の立場を尊重し合って、楽しく明るい生活をつくり上げるようになる。※他14項目

##### (3) 経済生活および職業生活

○生産増強の必要なわけ、および生産と流通・消費の関係についての理解を広め、生産生活を計画的に営み、進んで個人および社会の福祉増進のために働くようになる。※他8項目

以上の一般目標は、本書の編修委員会が立案し、さらに委員以外の多くの学者・校長・教師・指導主事・両親等の意見に基づいて訂正を加えてできあがったものである。この一般目標に基づいて、それに到達するための学習経験の計画がたえられることになる。

#### 4. 教科の目標

小学校・中学校・高等学校の各教科は、それぞれの学校段階に応じて、一般目標の到達を分担するものである。一般目標に到達するためには、各方面にわたる学習経験を組織し、計画的、組織的に学習せしめる必要がある。かような経験の組織が教科であるといえる。

##### <小学校>

- ・教科：国語、社会、算数、理科、音楽、図画工作、家庭、体育
- ・教科以外の活動（学級会、児童会、クラブ活動、児童集会など）

##### <中学校>

- ・必修教科：国語、社会、数学、理科、音楽、図画工作、保健体育、職業・家庭
- ・選択教科：外国語、職業・家庭、その他の教科
- ・特別教育活動（ホームルーム、生徒会、クラブ活動、生徒集会）

### **(2) 昭和33年改訂～平成20年改訂 学習指導要領**

「教科」の定義は特段記載されていない。なお、昭和33年改訂時の解説では、「教科」には、①教員免許状、②教科用図書、③評点による成績評価が伴うものであることを前提とした記述がみられる。

##### <小学校（現在）>

- ・各教科：国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育
- ・道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動

##### <中学校（現在）>

- ・各教科：国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭、外国語
- ・道徳、総合的な学習の時間、特別活動

### **<参考>平成20年1月 中教審答申の脚注（抜粋）**

教科について法制上定義がなされている訳ではないが、一般的に、  
①免許（中・高等学校においては、当該教科の免許）を有した専門の教師が、  
②教科書を用いて指導し、③数値等による評価を行う、ものと考えられている。

### **2. 教育学上の定義の例**

教科とは、学校で教授される知識・技術などを内容の特質に応じて分類し、系統立てて組織化したものである。教科指導は系統的に組織化された文化内容を教授することにより、子どもを知的に「陶冶」することを主たる任務とする。

これに対し、教科外活動は子どもの自主性を育て、民主的態度や行動力等を形成する「訓育」の課題を果たすことを主たる任務とする。

（今野喜清・新井郁男・児島邦宏編『新版学校教育辞典』教育出版株式会社、平成15年より抜粋）

## 「特別の教科 道徳」（仮称）の教育課程上の位置付けについて

## 道徳に係る教育課程の改善等について—主に審議をお願いしたい事項（案）—

## 1. 道徳教育の教育課程上の位置付けについて

- 道徳教育の教育課程上の位置付けをより適切なものに見直すため、道徳の時間を、「特別の教科 道徳」（仮称）として制度上位置付け、充実を図ることについて

## [これまでの主な指摘事項]

- 道徳教育については、体系的な指導により道徳的価値に関わる知識・技能を学ぶという「教科」と共通する側面と、人格全体に関わる力を育成する側面の双方の総合的な充実を図ることが重要。
- このことを踏まえ、今後、道徳教育の一層の充実を図るため、道徳の時間を、学校教育法施行規則において、例えば、「特別の教科 道徳」（仮称）として新たに位置付け、所要の改善を行うことについて専門的に検討すべき。
- 他教科との共通性と差異性については、きちんと整理をして示すことが必要。体系的な指導の部分は、各教科と共通する部分もあるが、道徳的な行為、人格形成に当たるような部分については差異性ということを示すか。
- 道徳の教科化の機会に、目標、指導内容、指導方法、評価と、この一連の流れを一体化して、体系立て、系統立てていく必要がある。
- 道徳の時間の補充、深化、統合と言われている部分を明確にして分かりやすくしていくことが重要。「特別の教科 道徳」（仮称）によって、道徳の時間そのものがこれまでと全く変わってはいけないのではないか。

## [改善に向けての主な論点（案）]

- (1) 「各教科」と「特別の教科」との違いをどのように整理するか。
- (2) 現行の「道徳の時間」と「特別の教科 道徳」（仮称）について、引き継ぐべき部分、変えていく部分は何か。
- (3) 各学校において、道徳の時間が確実に実施されるようにするため、「特別の教科 道徳」（仮称）として位置付けることと合わせて、どのような手立てが必要か。

## ○ 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）（抄）

平成二十年一部改正（平成二十年文部科学省令第五号）

**第五十条** 小学校の教育課程は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の各教科（以下この節において「各教科」という。）、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間並びに特別活動によつて編成するものとする。

2 私立の小学校の教育課程を編成する場合は、前項の規定にかかわらず、宗教を加えることができる。この場合においては、宗教をもつて前項の道徳に代えることができる。

**第五十一条** 小学校の各学年における各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第一に定める授業時数を標準とする。

**第五十二条** 小学校の教育課程については、この節に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する小学校学習指導要領によるものとする。

**第七十二条** 中学校の教育課程は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語の各教科（以下本章及び第七章中「各教科」という。）、道徳、総合的な学習の時間並びに特別活動によつて編成するものとする。

**第七十三条** 中学校（併設型中学校及び第七十五条第二項に規定する連携型中学校を除く。）の各学年における各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第二に定める授業時数を標準とする。

**第七十四条** 中学校の教育課程については、この節に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する中学校学習指導要領によるものとする。

**第七十九条** 第四十一条から第四十九条まで、第五十条第二項、第五十四条から第六十八条までの規定は、中学校に準用する。（後略）



(参考) 昭和三十三年一部改正 (昭和三十三年文部省令二十五号)

**第二十四条** 小学校の教育課程は、国語、社会、算数、理科、音楽、図画工作、家庭及び体育の各教科(以下本節中「各教科」という。)並びに道徳、特別教育活動及び学校行事等によって編成するものとする。

私立の小学校の教育課程を編成する場合は、前項の規定にかかわらず、宗教を加えることができる。この場合においては、宗教をもって前項の道徳に代えることができる。

**第二十四の二** 小学校の各学年における各教科及び道徳の授業時数は、別表第1に定める授業時数を下ってはならない。

**第二十五条** 小学校の教育課程については、この節に定めるものの外、教育課程の基準として文部大臣が別に公示する小学校学習指導要領によるものとする。

**第五十三条** 中学校の教育課程は、必修教科、選択教科、道徳、特別教育活動及び学校行事等によって編成するものとする。

必修教科は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育及び技術・家庭の各教科とし、選択教科は、外国語、農業、工業、商業、水産、家庭、数学、音楽及び美術の各教科とする。

前項の選択教科は、土地の状況並びに生徒の進路及び特性を考慮して設けるものとする。

**第五十四条** 中学校の各学年における必修教科、選択教科、道徳及び特別教育活動の授業時数(特別教育活動の授業時数については、中学校学習指導要領で定める学級活動にあてる授業時数とする。以下同じ。)は、別表第2に定める授業時数を下ってはならない。

**道徳教育の充実に関する懇談会報告（平成25年12月）（抜粋）****第2章 道徳教育をどのような方向に改善することが求められるか****3 教育課程上の位置付けについて**

これまで述べた道徳教育の抜本的な改善を実現するためには、教育課程における道徳教育の位置付けについてもより適切なものに見直すことが必要と考える。

そのための方策として、道徳教育の要である道徳の時間を、学校教育法施行規則及び学習指導要領において、例えば、「特別の教科 道徳」（仮称）として位置付けた上で、道徳教育の目標や指導方法等についても、先に述べた所要の改善を行うことを提言したい。

**（「教科」について）**

現行制度上、小学校の教育課程については、学校教育法施行規則第50条第1項に示されるとおり、国語、算数などの「各教科」と、教科以外の「道徳」、「外国語活動」、「総合的な学習の時間」、「特別活動」によって構成されている。（中学校についても基本的な構成は同様となっている。）

何をもって「教科」と定義するかについて、現行の「教科」についてみても、その性質や成立事情は必ずしも一様ではない。

「教科」についての説明としては、例えば、「学校教育法に示されている小・中・高等学校等の教育目標の到達を分担するもので、この目標に到達するために教育内容を組織的・系統的にまとめたもの」（注2）や、「学校で教授される知識・技術などを内容の特質に応じて分類し、系統立てて組織化したもの」（注3）などがある。さらに、相対的に、教科の指導は児童生徒の知的な資質・能力を育むことを、教科以外の指導は児童生徒の自主性や民主的態度、行動力等の資質・能力を育むことを、それぞれ主な任務としていると捉える見方もある。

これらを踏まえると、「教科」については、「系統的に組織化された文化内容を教授する」（注4）という任務の存在が最小限の共通要素とみることもできよう。

なお、現行制度に位置付けられている教科の多くについては、①免許（中・高等学校においては当該教科の免許）を有した専門の教師が、②教科書を用いて指導し、③数値等による評価を行うなどの点が共通している。

**（道徳の時間の特性について）**

道徳の時間は、その創設以来、教育課程において教科とは位置付けられてこなかった。一方で、道徳の時間は、その特性として、学習指導要領に示された内容に基づき、体系的な指導により道徳的価値に関わる知識・技能を学び教養を身に付けるという従来の「教科」と共通する側面と、それらも踏まえて、自ら考え、道徳的行為を行うことができるようになるための道徳性といういわば人格全体に関わる力の育成を行う側面を有しており、今後、その双方の側面からより総合的な充実を図ることが課題となっている。

そのことを明確化するためには、道徳の時間の目標・内容の充実を図った上で、教育課程における位置付けについても、その特性によりふさわしいものに改めることが必要と考える。

また、道徳の時間については、先に述べたように、人格全体にかかわる力の育成という性格に照らし、数値による評定はなじまないことと考えられること、また、児童生徒に日常密接にかかわっている学級担任を中心に授業を行うことが適切と考えられることなどの従来の教科とは異なる特性がある。さらに、道徳の時間は、それ自体としての体系的な教育活動としてだけでなく、学校の教育活動全体を通じた道徳教育の要としての役割も果たさなければならないものであるという他の教科にはない使命を有している。

### （「特別の教科 道徳」（仮称）について）

これらを踏まえ、道徳教育の要である道徳の時間を、例えば、「特別の教科 道徳」（仮称）として新たに教育課程に位置付けることが適当と考える。

道徳の時間を「特別の教科 道徳」（仮称）として位置付け、その目標・内容をより構造的で明確なものとするとともに、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要としての性格を強化し、それ以外の各教科等における指導との役割分担や連携の在り方等を改善することにより、これまで述べた道徳教育の改善・充実に向けた取組が一層円滑かつ効果的に進むことが期待される。また、このことは、大学等における道徳教育に関する理論的研究の深化や研究者の養成、教員養成課程のカリキュラムの改善や指導者の確保、より発展的な指導方法の開発など、道徳教育充実のための総合的な体制整備にも有効に働くものと考えられる。

加えて、現実的な問題として、我が国の学校においては、どうしても「各教科」が偏重され、道徳の時間が軽視されがちとなっているとの指摘があるが、こうした風潮を改め、関係者に道徳教育の重要性についての再認識と取組の充実を求める上でも意義深いものと考ええる。

なお、本懇談会においては、将来的には、現行の「教科」を軸とした教育課程の編成原理そのものを見直した上で、道徳教育を中心とした「コア・カリキュラム」を新たに構想すべきとの意見もあった。

これらを踏まえ、道徳の時間をその特性を踏まえた新たな枠組みによる「特別の教科 道徳」（仮称）として制度上明確に位置付け、充実を図ることなどについて、文部科学省においてより専門的な検討を進め、学校教育法施行規則の改正や学習指導要領の改訂等に早期に取り組むべきである。

なお、道徳の時間を「特別の教科 道徳」（仮称）として位置付けるに当たっても、現行制度上、私立の小学校及び中学校の教育課程について、宗教をもって道徳に代えることができることについては、引き続き尊重する方向で検討することが適当と考える。

---

（注2）学校教務研究会編『詳解教務必携＜第8次改訂版＞』（平成21年）

（注3）（注4）今野喜清・新井郁男・児島邦宏編『新版学校教育辞典』（平成15年）

# 「教科」について

## 1. 学習指導要領における変遷

### (1) 昭和22年 学習指導要領（試案）一般編（抜粋）

#### 第三章 教科課程

##### 一 教科課程はどうしてきめるか

われわれは、前に教育の根本目的をもとにして、社会の要求を考え、そこから教育目標をどこにおくべきかを考えた。この教育の目標に達するためには、多面的な内容をもった指導がなされなくてはならない。この内容をその性質によって分類し、それで幾つかのまとまりを作ったものが教科である。

##### <小学校の教科>

国語、社会、算数、理科、音楽、図画工作、家庭、体育、自由研究

##### <中学校の教科>

必修科目：国語、習字、社会、国史、数学、理科、音楽、図画工作、体育、職業（農業、商業、水産、工業、家庭）

選択科目：外国語、習字、職業、自由研究

### (2) 昭和26年 学習指導要領（試案）一般編（抜粋）

#### I 教育の目標

#### 2. 教育の一般目標

（略）

##### (1) 個人生活

○自主的に、すすんで物事を学ぼうとする強い意欲と正しい態度とをもつようになる。※他11項目

##### (2) 家庭生活および社会生活

○家庭および社会において、お互に個人の価値を認め合い、お互の立場を尊重し合って、楽しく明るい生活をつくり上げるようになる。※他14項目

##### (3) 経済生活および職業生活

○生産増強の必要なわけ、および生産と流通・消費の関係についての理解を広め、生産生活を計画的に営み、進んで個人および社会の福祉増進のために働くようになる。※他8項目

以上の一般目標は、本書の編修委員会が立案し、さらに委員以外の多くの学者・校長・教師・指導主事・両親等の意見に基づいて訂正を加えてできあがったものである。この一般目標に基づいて、それに到達するための学習経験の計画がたえられることになる。

#### 4. 教科の目標

小学校・中学校・高等学校の各教科は、それぞれの学校段階に応じて、一般目標の到達を分担するものである。一般目標に到達するためには、各方面にわたる学習経験を組織し、計画的、組織的に学習せしめる必要がある。かような経験の組織が教科であるといえる。

##### <小学校>

- ・教科：国語、社会、算数、理科、音楽、図画工作、家庭、体育
- ・教科以外の活動（学級会、児童会、クラブ活動、児童集会など）

##### <中学校>

- ・必修教科：国語、社会、数学、理科、音楽、図画工作、保健体育、職業・家庭
- ・選択教科：外国語、職業・家庭、その他の教科
- ・特別教育活動（ホームルーム、生徒会、クラブ活動、生徒集会）

### **(2) 昭和33年改訂～平成20年改訂 学習指導要領**

「教科」の定義は特段記載されていない。なお、昭和33年改訂時の解説では、「教科」には、①教員免許状、②教科用図書、③評点による成績評価が伴うものであることを前提とした記述がみられる。

##### <小学校（現在）>

- ・各教科：国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育
- ・道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動

##### <中学校（現在）>

- ・各教科：国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭、外国語
- ・道徳、総合的な学習の時間、特別活動

### **<参考>平成20年1月 中教審答申の脚注（抜粋）**

教科について法制上定義がなされている訳ではないが、一般的に、  
①免許（中・高等学校においては、当該教科の免許）を有した専門の教師が、  
②教科書を用いて指導し、③数値等による評価を行う、ものと考えられている。

### **2. 教育学上の定義の例**

教科とは、学校で教授される知識・技術などを内容の特質に応じて分類し、系統立てて組織化したものである。教科指導は系統的に組織化された文化内容を教授することにより、子どもを知的に「陶冶」することを主たる任務とする。

これに対し、教科外活動は子どもの自主性を育て、民主的態度や行動力等を形成する「訓育」の課題を果たすことを主たる任務とする。

（今野喜清・新井郁男・児島邦宏編『新版学校教育辞典』教育出版株式会社、平成15年より抜粋）